

## ■ 事業別の設置可能な充電設備と設置基数の目安

充電設備の申請基数はセンターが事業毎に定める目安の範囲内で申請ください(交付規程第7条第2項八号)

		急速	普通	V2H	コンセント	コンセントスタンド
高速道路SA・PA及び道の駅等への充電設備設置事業	高速道路SA・PA	○(1基)	×	×	×	×
	道の駅等	○(1基)	×	×	×	×
		×	○(2基)	×	×	×
		×	×	○(2基)	×	×
		×	×	×	○	○
商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業	○(1基)	×	×	×	×	
	×	○	○	○	○	
マンション及び事務所・工場等への充電設備設置事業	○(1基)	×	×	×	×	
	×	○	○	○	○	

### 【設置基数】

駐車場の収容台数に対する充電設備設置可能基数の目安：  
コンセント、コンセントスタンドのいずれでもよく合計基数が2基以内

### 【設置基数】

駐車場の収容台数に対する充電設備設置可能基数の目安：  
普通、V2H、コンセント、コンセントスタンドのいずれでもよく、  
合計設置基数を以下の通りとする

- ① 駐車場収容台数1～333台：1基
- ② 駐車場収容台数334～555台：2基
- ③ 駐車場収容台数556～777台：3基
- ④ 駐車場収容台数778～999台：4基
- ⑤ 駐車場収容台数1,000～1,222台：5基
- ⑥ 駐車場収容台数1,223～1,444台：6基
- ⑦ 駐車場収容台数1,445～1,666台：7基
- ⑧ 駐車場収容台数1,667～1,888台：8基
- ⑨ 駐車場収容台数1,889～2,111台：9基
- ⑩ 駐車場収容台数2,112～2,333台：10基
- ⑪ 駐車場収容台数2,334台以上は採択委員会で別途審議の上、決定

### 【設置基数】

駐車場の収容台数に対する充電設備設置可能基数の目安：  
普通、V2H、コンセント、コンセントスタンドのいずれでもよく、  
合計設置基数を以下の通りとする

- ① 駐車場収容台数1～66台：1基
- ② 駐車場収容台数67～133台：2基
- ③ 駐車場収容台数134～200台：3基
- ④ 駐車場収容台数201～266台：4基
- ⑤ 駐車場収容台数267～333台：5基
- ⑥ 駐車場収容台数334～400台：6基
- ⑦ 駐車場収容台数401～466台：7基
- ⑧ 駐車場収容台数467～533台：8基
- ⑨ 駐車場収容台数534～600台：9基
- ⑩ 駐車場収容台数601台～：10基